

法学部地域創生学科の設置の趣旨等を記載した書類

目次

I 設置の趣旨及び必要性	p. 1
1. 関東学院の沿革及び建学の精神	
2. 大学および法学部の教育理念・教育研究目的等	
3. 設置の趣旨	
(1) 地域創生学科設置の趣旨	
(2) 地域創生学科設置の必要性	
(3) 神奈川県下の大学における類似する学部学科の設置状況及び入学定員の規模	
4. 教育研究上の目的	
II 学科の特色	p. 6
III 学科の名称及び学位の名称	p. 6
IV 教育課程の編成の考え方及び特色	p. 7
1. 教育課程の編成の考え方	
2. 教育課程の編成の特色	
(1) 教養科目（共通科目）	
(2) 専門科目	
V 教員組織の編成の考え方及び特色	p. 11
1. 教員組織の編成の考え方	
2. 専任教員の年齢構成と定年規程の扱い	
3. 教員組織の特色	
VI 教育方法、履修指導方法及び卒業要件	p. 13
1. 教育方法及び履修指導方法	
2. 履修科目の登録上限及び他学部、他大学における授業科目の履修	
3. 成績評価及び卒業要件	
VII 施設、設備等の整備計画	p. 16
1. 校地、運動場の整備計画	
2. 校舎等施設の整備計画	
3. 図書等の資料及び図書館の整備計画	

VIII 入学者選抜の概要	p. 17
1. 入学者受入方針	
2. 入学者選抜方法	
3. 選抜体制	
4. 科目等履修生の受入れ	
IX 編入学定員を設定する場合の具体的計画	p. 20
1. 3年次編入学者への履修指導等	
2. 教育上の配慮等	
X 管理運営	p. 21
1. 教学面における管理運営体制	
2. 教授会及び各種委員会	
XI 自己点検・評価	p. 21
XII 情報の公表	p. 22
1. 教育研究活動等の状況に関する情報	
2. 自己点検・評価報告	
XIII 授業内容・方法の改善を図るための組織的な取組み	p. 24
XIV 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	p. 26
1. 教育課程内の取組について	
2. 教育課程外の取組について	
3. 適切な体制の整備について	

法学部地域創生学科の設置の趣旨等を記載した書類

I 設置の趣旨及び必要性

1. 関東学院の沿革及び建学の精神

関東学院は、明治17(1884)年に横浜山手に創立された「横浜バプテスト神学校」(のちの日本バプテスト神学校)を源流として、「東京中学院」と称した旧制中学校(男子校)の流れをも汲んで、昭和2年に「財団法人関東学院」の設立を経て、今日に至る131年の伝統に立っている。本学の源流である「横浜バプテスト神学校」は、アメリカ合衆国の北部バプテスト教団の信徒による祈りと援助によって始まった。そして、彼らの祈りと援助が本学院発展の基礎を築いたことにより、寄附行為第1章第1条にあるように、その教育の理念を、「キリスト教に基づき学校教育を行うことを目的とする」とし、絶えずその実践に努めてきた。この教育の理念は、横浜バプテスト神学校初代校長A. A. ベンネットの墓碑銘“*He lived to serve*”と、関東学院になってからの初代学院長坂田祐によって選定された校訓「人になれ 奉仕せよ」に具体的に示されている。

校訓「人になれ 奉仕せよ」は、人間であることを深く自覚し、人間らしい人間になることを教育の基本命題にしたものであり、人間らしい人間とは、他者、隣人、弱者に愛をもって奉仕する者になることを説いている。本学院の教育理念を示すこの校訓は、今日の日本の社会、とりわけ、教育の現場が抱えている課題に取り組む際の基本姿勢を、十分に担い得るものと確信している。

現在、本学院は、大学(大学院を含む)、高等学校2校、中学校2校、小学校2校、認定こども園(幼稚園及び保育園)2園を設置し、学生生徒数14,540人が在籍する総合学園に発展している(大学の教育研究組織の概要については資料1参照)。とりわけ、大学においては104,000余名の卒業生を数え、社会の各界各分野において広く活躍し、高等教育機関として、社会に対しその使命を果たしてきた。

2. 大学及び法学部の教育理念・教育研究目的等

関東学院では、2009年に創立125周年を迎えたことを契機として、社会の急激な変化や少子化、価値観の多様化など成熟社会の下での競争の激化に対応しつつ、更に前進を図るために、学院の将来構想を描くグランドデザインの策定作業に取り組み、2010年度に校訓「人になれ 奉仕せよ」を基本に、「学院の目的と使命」、「学院の目標」、「校風・学風」及び「学院の運営・経営の基本方針」を策定した。

これを受けて、大学では教育理念及び教育目標の見直しに着手し検討を重ねてきたが、2011年3月2日開催の大学評議会において、大学としての教育理念及び教育目標を次のとおり決定した。

(教育理念)

キリスト教の精神に基づき豊かな人間性を培い、学生一人ひとりに向き合う教育によって個性と知性を磨き、社会において主体的に自立して生きるための知識と技術を養い育てることにより、社会的使命を自覚して 21 世紀共生社会に貢献する人材を育成する。

(教育目標)

- (1) 学生一人ひとりに向き合っ、その個性と才能を育む。
- (2) キリスト教教育、教養教育、課外活動等を通じて、自己を知り他者を理解する力を培い、均整の取れた知性を磨く。
- (3) 最新の学術成果に基づく専門教育により、変化する社会の中でたくましくかつしなやかに生きるために必要な専門的な知識と技術を育てる。
- (4) 多様な学修機会を通じて、学ぶことの喜びと社会的意義を知り、自己の社会的使命を自覚するよう促す。
- (5) 地域社会や卒業生と連携し、かつ国際交流を推進することにより、世界中の多様な人々と協働できる力を培う。
- (6) 生涯学習の場を充実し、時代と社会の変化に適応しつつ価値ある生涯を送れるよう支援する。

さらに、2014 年度には、3 ポリシー (学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)・教育課程の編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー)・入学者受け入れ方針 (アドミッション・ポリシー)) について全学的に見直しを行ない、全学及び各学部等のポリシーを再策定した。全学のディプロマポリシーの内容は、以下のとおりである。

本学は、キリスト教に基づく建学の精神と校訓「人になれ 奉仕せよ」のもと、次に掲げるすべての能力 (4 領域 12 項目の能力) を備え、学部の学位授与方針に適い所定の単位を修得した学生に学位を授与します。

<知識・理解>

1. 自己理解と他者理解につながる幅広い教養 (※) を身につけている。
(幅広い教養)

(※) 総合大学の利点を活かした全学共通教養教育と学部独自の教養教育が含まれる。

2. 所属する学部・学科の学問領域固有の知識と方法論を修得している。
(専門分野に関する知識・理解)

3. 本学が立地する「神奈川」の歴史・文化・風土等の特性を理解している。(地域に関する知識・理解)

<技能>

4. 発見した問題を、解決するための手法を適切に選択できる。(問題発見・解決力)
5. 国際社会において協働できるコミュニケーション力を有している。(国際協働力)

<思考・判断・表現>

6. 他者がもつ社会的・文化的背景を理解したうえで、自己を客体化して思考することができる。(多文化での共生)
7. 倫理観と公平・公正の精神を持って、事象を判断することができる。(倫理観、公平・公正な判断)
8. 他者の意見に耳を傾けるとともに、自らの意見を適切な表現手段を用いて発信することができる。(傾聴と発信)

<関心・意欲・態度>

9. 生涯にわたり、進んで知識・教養・技能を高めようとする意欲を有している。(生涯学び続ける意欲)
10. 社会・地域・組織の一員としての役割を果たそうとする主体性を持っている。(社会参加への主体性)
11. 豊富な知識と広い視野のもとに、様々な背景をもった他者を尊重して協働できる。(チームワーク、他者との協働)
12. 問題に対して誠実に向き合おうとする実践的態度を身につけている。(建学の精神の実践、奉仕動機)

法学部では、学則4条2項5号において、教育研究上の目的を以下のように定めている。

「法学部法学科は、法的な視点もしくは法律の知識に基づき国の内外で発生する諸問題に対し、「人になれ 奉仕せよ」の校訓のもとに強い倫理観を持って、適切な対処ができる能力をもった良識ある社会人・職業人として社会で活躍する人材の育成を教育目標とする。法律の視点から、問題の解決に必要な法律知識や政策等の提案・提言ができる能力を身につけた人材の育成を、目指している。」

法学部では、この教育研究上の目的を踏まえつつ、全学の3ポリシーを受け

定めた学部3ポリシーの基に、教育研究に取り組んでいる。

このたび設置する地域創生学科は、その教育内容及び養成する人材像から、上述の本学の教育理念、3つのポリシー、法学部の教育研究上の目的に適ったものであると考えている。

3. 設置の趣旨

(1) 地域創生学科設置の趣旨

今日の少子高齢化の進行や首都圏への過度な人口集中、経済のグローバル化の進展と新興国の台頭などの変化は、地域社会とそこでの暮らす人々にも大きな影響を与えることが予想される。将来にわたって活力ある日本社会を創り上げていくには、一人ひとりの国民が潤いある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成していくことが不可欠である。

そのためには、地域の実情と住民のニーズに的確に対応し、国や地方公共団体相互の連携を図りつつ効果的で先見性のある行政運営を主導していける創造的人材の養成、ならびに住民の安全に配慮した地域社会を創るために必要とされる事業・サービスを担う責任感ある人材の養成が急務である。また、地域の特性を生かした創業や事業活動を通して魅力ある地域づくりに寄与する人材の養成も必要となる。

全国2位の900万を超える人口を持ち、国際都市横浜をはじめとする3つの政令指定都市を擁する神奈川県は、東京の隣県でありながら、鎌倉、小田原、箱根などをはじめとする独自の工業、商業、文化を持つ歴史的に発展した市町村を多く有し、自立した地域社会の伝統を受け継いできた。また、情報公開や環境アセスメントなどへの取り組みなど、住民自治の先進的な取り組みの歴史も長い。

このような地域の資産を活かし、さらに広範な地域協力と豊かな地域社会の創造を実現していくためにも、連携の結節点となるような高度な情報・人材の集積機能が、地域に根ざす大学、とりわけ本学に求められている。また、近年の地元志向の高まりに伴う「地域に貢献したい」と考える若者のニーズを確かに捉え、その意欲に応える教育の場を提供することも、地域社会から要請されている重要な使命である。

本学法学部における地域創生学科は、以上のような社会的要請に応えるべく、我が国と地域社会が解決すべき新たな課題に果敢に挑戦し、地域への貢献を通して人々の幸福の増進に寄与できる人材の養成を目的に、新たに設置するものである。

(2) 地域創生学科設置の必要性

これまで本学法学部は、基礎的法学の理解に重点を置きながら、政治・経済及び人間等に関する総合的視野と国際的視点に立って、現実に生起する数多くの内外の法的諸問題に的確に対処し得る洞察力と判断力（リーガルマインド）を備えた人材の養成を目的とした教育を行ってきた。

しかしながら、上記（1）地域創生学科設置の趣旨で記したような日本の

地域社会が直面している具体的諸問題を解決するためには、実定法の理解を踏まえた上で、さらに踏み込んで、地域の課題に即した法律の具体的な制定・運用、及び、地域社会のニーズを新たな法律・政策に反映させる仕組みの理解を通して、従来型の法学科の枠を超えた実践的教育を重視する専門教育の場を設けることが必須となる。

本学ではこれまで、大学と地域社会との連携を深める様々な試みを展開してきたが、残念なことにその中核を担う学科が存在しなかった。今後は、この地域創生学科の様々な試みが主導的な役割を果たしていくことによって、本学の地域社会への貢献を、一層豊かで確実なものにしていくことが期待できる。

また、法学部の中に法学科と地域創生学科という2つの学科を置いて学生・教員双方が交流・刺激し合うことは、現実の社会を複合的な視点から分析する姿勢を養うことにつながり、法学科で扱う内容に現実との接点や具体的な広がりを感じさせ、地域創生学科が具体的諸問題の解決を図る際に豊かな実定法的知識の蓄積を活用することを促すという意味で、相乗的効果を見込むことができる。

以上のような理由から、本学ではこのたび、法学部に地域創生学科を設置することとした。

(3) 神奈川県下の大学における類似する学部学科の設置状況及び入学定員の規模

本学が位置する神奈川県内には、本部を置く大学は、国立1 公立2 私立25 (通信制は除く。大学院大学2 大学含む。) の28 大学である。そのうち、このたび本学が設置する法学部地域創生学科と同様の (類似する教育課程を有する) 学部・学科を設置する大学は、6 大学 (本学を除く。) であり、入学定員の規模では1,740 人となっている (下表参照)。大都市圏に位置し、900 万人を超える人口を擁する神奈川県において、この入学定員の規模は大きいとはいえない。

No	大学名	学部	学科・専攻名	入学定員	所在地	収容定員充足率
1	横浜国立大学	経済学部	経済システム学科 (法と経済コース)	20	横浜市保土ヶ谷区	1.10
2	神奈川大学	法学部	法律学科	400	横浜市神奈川区	1.04
			自治行政学科	200		1.13
3	桐蔭横浜大学	法学部	法律学科	165	横浜市青葉区	0.94
4	松蔭大学	経営文化学部	経営法学科	80	厚木市	-
5	東海大学	法学部	法律学科	300	平塚市	1.08
		政治経済学部	政治学科	150		1.11
6	慶應義塾大学	総合政策学部	総合政策学科	425	(東京都港区) 藤沢市	1.16
合 計				1,740		

※「所在地」欄のカッコ内は、当該大学の本部の所在地

※「収容定員充足率」欄の数値は、2015年度現在、当該大学の情報公開から作成(屋間部のみ)

また、横浜国立大学は、学科の充足数

4. 教育研究上の目的

地域創生学科は、本学が重視する様々な社会連携の試みを活用しながら、法学部の教育目標を踏まえ、上術地域創生学科設置の趣旨を実現するため、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の創造と魅力ある地域づくりを、自助・共助・公助の精神のもとで担うことのできる市民リーダー、企業人（NPO含む）、地方公務員（行政職・福祉職・警察官・消防士等）、すなわち「地域共生人材」を育成し、「地域で働きたい」という学生のニーズに応えていくことを教育研究上の目的とする。

II 学科の特色

上述の教育研究上の目的を達成するため、地域創生学科では、「地域デザインコース」と「地域安全コース」との2つの履修コース（2年次から）を置く。

「地域デザインコース」では、豊かで持続可能な地域共生社会の創造に向け、地域の諸課題を自ら発見・解決に導き、柔軟な法的思考を活かして魅力ある地域づくりを担うことができる人材を育成する。具体的には、地方公務員（行政職・福祉職）、地域に根差したNPOの職員、地域自治活動リーダーや、地域に貢献する企業で活躍できる人材などの養成を行う。

「地域安全コース」では、安全・安心な地域共生社会の創造に向けて、法律知識を活かしながら地域社会における災害・犯罪等のリスクに的確に対応できる市民を育成する。具体的には、警察官・消防士等の公務員、防災関連企業やNPO防災リーダー等の人材の養成を行う。

また、両コースに配置する専門科目については、アクティブラーニング手法を採り入れた授業展開を図るとともに、PBL（Problem Based Learning）科目として、「地域リーダー育成演習」（地域デザインコース）、「防災・復興演習」（地域安全コース）を設け、実践的な学びを行う。さらに、県内10の自治体の首長や職員が実務に即した講義を行う「地域創生特論」を設け、地方自治の現場の実践的な理解をはぐくむ。

上記「地域デザイン」と「地域安全」とに焦点を置き、主体的に学ぶことを促す科目展開をもって、地域共生人材の養成を図る点に大きな特色がある。

III 学科の名称及び学位の名称

このたび設置届出を行う地域創生学科は、法学を基礎として、市民リーダー、地域企業人、地方公務員など実践力を持った人材の養成を目指している。

地域創生は、地域の現状を分析し、地域の再生・活性化のための計画を立案・実行する総合的な判断能力を必要とする。しかし、わが国は法治国家である。したがって、地域公共に関わる諸問題を解決し、地域を発展させるためには、現行法の有効活用をまず考えなければならない。さらには必要に応じて現行法を踏まえた上で、地域の実情に即した法的制度の整備をも求めていかなければ

ならない。

そこで、法的な知識と運用能力を習得させた上で、地域創生にかかわる諸問題を探求することのできる人材の養成を目指しており、こうした地域に関わる法的知識の習得のみならず、地域のために法を活用し、あるいは地域の法を生み出すことができる人材を養成することとしていることから、学科名称・学位の名称及び英訳名称を次のとおりとする。

(1) 学科の名称

地域創生学科 (英文名称 : Department of Law for Regional Development)

(2) 学位の名称

学士 (法学) (Bachelor of Law)

IV 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育課程の編成の考え方

地域創生学科は、法学分野での「実学」を学び、法体系の理解に必要な基礎的法学の学とあいまって、現実社会での諸課題に対し、総合的な視野とリーガルマインドをもって、地域と協働しながら主体的に解決に向けて取り組むことができる地域リーダーを育成することを目指し設置するものである。都市、農山漁村、港湾、観光地、基地、超人口減少地域など、多様な特性を持つ地域が存在する神奈川県を舞台に、生活者視点で地域の課題を捉え、その解決に向けて、法的な知識・技能を活かしながら、地方創生・再生、地域振興への積極的な貢献を目的とした教育を展開する。

そうした視点を踏まえ、「地域デザインコース」と「地域安全コース」の履修2コースを置く。地域デザインコースでは、地方公務員や地域に根差した企業、NPOなど、地域安全コースでは、警察官や消防士、防災関連企業などで活躍できる力を身に付けるために、バラエティに富んだ講義科目のほか、アクティブラーニング科目を設置するよう教育課程を編成した。

本学科の教育課程は、共通科目（キリスト教分野・外国語分野・保健体育分野・教養分野）及び専門科目（学部基幹科目群・地域創生基礎科目群・地域デザイン科目群・地域安全科目群・地域創生特論科目群・法律専門科目群・ゼミナール）の授業科目区分により構成した。

(地域創生学科の教育課程の構成等については資料2参照)。

2. 教育課程の編成の特色

(1) 教養科目 (共通科目)

教養科目、教養外国語科目、演習科目、自己発見・キャリア形成科目、外国語科目、保健体育科目から構成する教養科目(共通科目)は、「人になれ 奉仕せよ」の校訓の下、学生が人として成長するための土台となる科目区分で

あり、同区分には、社会貢献の資質や能力等の基礎を築くために、人、環境、健康、生活、社会・地域に対する理解を深め、豊かな人間性と高い倫理観を涵養し、深い洞察力やコミュニケーション能力、問題解決能力を育む科目、科学的・論理的思考力の基礎となる科目を、全 85 科目 152 単位を配置した。

①教養科目

法の機能や意義を深く理解するために不可欠となる、人間と社会そして自然への理解を深める科目として、哲学、倫理学、心理学、文学、歴史等の人文・社会科学系の諸科目及び自然科学系の諸科目を教養科目として 38 科目 76 単位設置した。このなかには、本学院の建学の精神（キリスト教の精神に基づく人格の陶冶）に対する理解を深め、もって人々の生命の尊厳と権利を擁護できる豊かな人間性と高い倫理観を涵養するため、「キリスト教学 1」を必修科目として配置するほか、発展科目として「キリスト教学 2」（選択科目）を設けている。

②教養外国語科目

後述⑤に記載する必修外国語（英語）又は選択必修外国語科目（英独仏中）とは別に、教養外国語科目として、「実用英語」、「教養ドイツ語」、「教養フランス語」、「教養中国語関係」を 2 年次又は 3 年次に各 1 科目配置するとともに、1 年次配当科目として「ハングル 1・2」を 2 科目設けている。

③演習科目

大学での学修の基礎を涵養する科目として、「大学入門ゼミナール」を 1 年次春学期に配置している。

④自己発見・キャリア形成科目

全学共通の KGU キャリアデザイン科目として、「KGU キャリアデザイン入門」、「KGU キャリアデザイン基礎 I」、「KGU キャリアデザイン基礎 II」及び「KGU キャリアデザイン応用 I」の 4 科目を配置している。これらに加え、法学部では、「法学部キャリア形成 1」「法学部キャリア形成 2」を 2 科目配置した（これらのキャリア形成科目の設置の意図については、「社会的・職業的自立に関する指導等及び体制」の項参照）。また、社会人のスキルとして必要な基礎知識や技能を身に付けるため、「文章理解と自己表現」、「数的処理 1」、「数的処理 2」を設けるとともに、東日本大震災の被災地でのボランティアとして貢献する「ボランティア活動 1」、「ボランティア活動 2」を配置した。

⑤外国語科目

グローバル化の進展に伴い、国際社会における活動に必要な基本的な外国語として、次の必修外国語と選択必修外国語を配置している。

- 1) 必修外国語として、以下の英語科目 6 科目 6 単位を 1 年次に配置し、

学生の英語力の向上を図るとともに、留学や海外での社会生活に必要とされる英語および就職試験等を想定した英語力を身に付けさせる。

- ・英語コミュニケーション1・英語コミュニケーション2
- ・英語リーディング1・英語リーディング2
- ・TOEICスキルズ1・TOEICスキルズ2

2) 選択必修外国語(第二外国語)として、以下のドイツ語、フランス語・中国語科目9科目18単位を2・3年次に配置している。

- ・初級ドイツ語1・初級ドイツ語2・初級ドイツ語3
- ・初級フランス語1・初級フランス語2・初級フランス語3
- ・初級中国語1・初級中国語2・初級中国語3

また、さらに高度な英語力を身に付けることができるようにするため、次の英語科目5科目6単位(1単位4科目・2単位1科目)を配置し、上記第二外国語に代え選択できるようにした。

- ・Advanced English1・Advanced English2・Advanced English3
- ・Advanced English4・Advanced English5

以上の科目のうち、同一外国語の6単位分を選択必修として位置づけている。

⑥保健体育科目

健康を高める方法及び健康づくりの方法として、運動による体力向上を理解することや身体機能の維持・向上を促進するため、「健康スポーツⅠ」～「健康スポーツⅥ」の6科目を配置している。

(2) 専門科目

本学科における専門科目は、法的な知識と運用能力を習得させた上で、地域創生にかかわる諸問題を探求することのできる人材、地域に関わる法的知識の習得のみならず、地域のために法を活用し、あるいは地域の法を生み出すことができる人材を養成するため学部基幹科目群、地域創生基礎科目群、地域デザイン科目群及び地域安全科目群、地域創生特論科目群、法律科目群並びにゼミナールの7つの科目群で構成し、学生の地域創生に資する学びとして、72科目134単位を提供する。

①学部基幹科目群

法学部(法学科・地域創生学科とも)の学生が専門科目を学ぶために必要な基礎知識と法的な考え方を習得させるため、「法学の基礎」を設けている。

加えて、法学部学生として必須となる憲法・民法・刑法の基礎的科目と

して「憲法1」、「憲法2」、「民法総則1」、「民法総則2」、「刑法総論1」、「刑法総論2」を配置した。

②地域創生基礎科目群

安心して暮らせる豊かな地域社会を創出するための基礎となる法律・社会に関する知識を多様な視点から学び、理論的側面から、地域における様々な課題解決に不可欠な知見を得るための科目群として、13科目26単位分配した。このうち、地域創生学科で学ぶ基盤となる「地域創生概論」を1年次に配当し、他の地域における行財政・社会生活等の科目を2・3年次から履修できるように配置している。

③地域デザイン科目群

地域で解決を迫られている様々な問題への理解を深め、具体的な事例を通して、魅力ある地域作りに向けたリーダーシップを身につけるのに必要な知見を得るための科目群として、8科目16単位分配した。この科目群は、履修コースのうち、地域デザインコースを選択する学生が主に履修する。このうち、「地域協働論」と「ソーシャルビジネス論」は、同コースで学ぶ基礎となる科目なので、2年次から履修できるようにし、他の講義科目は3年次からの履修とした。また、演習科目として「地域リーダー育成演習」を配置し、PBLの手法を活用することにより、実践的に地域のリーダーとしてのスキルを身に付けさせる。

④地域安全科目群

安全・防災に関する実践的な内容の授業を通して、自然災害・社会災害を防ぐ組織への理解を深め、安全・安心な地域社会を創り出すために必要な知見を得るための科目群として、8科目16単位分配した。この科目群は、履修コースのうち、地域安全コースを選択する学生が主に履修する。このうち、「防災・復興論」と「震災に学ぶ」は、同コースで学ぶ基礎となる科目なので、2年次から履修できるようにし、他の講義科目は3年次からの履修とした。また、演習科目として「防災・復興演習」を配置し、PBLの手法を活用することにより、実践的に地域の安全と安心を守ることのできる人材としてのスキルを身に付けさせる。

⑤地域創生特論科目群

神奈川県内の自治体の首長や幹部職員による講義を通して、地域創生の実践例と課題について理解を深め、活力ある地域社会を創り出すために求められる具体的知見を得るための科目群として、10科目10単位分配した。同科目群は、神奈川県内の6ブロックから自治体を選定し、横浜地区から「地域創生特論（横浜）」を、川崎地区から「地域創生特論（川崎）」を、本学に密接にかかわり地域連携の強化進めている地域である横須賀・三浦地区からは4市1町すべてから「地域創生特論（横須賀）」、「地域創生特論（鎌倉）」、「地域創生特論（逗子）」、「地域創生特論（三浦）」、「地域創

生特論（葉山）」を、県央地区から「地域創生特論（厚木）」を、湘南地区から「地域創生特論（茅ヶ崎）」を、西湘地区から「地域創生特論（小田原）」を開設することとした。

⑥法律科目群

地域創生の専門分野を学ぶなかで、法律・行政系の科目をさらに広くまたは深く学べるように、法学科の専門科目のうちから関連する科目を18科目36単位配置した。

⑦ゼミナール

教養科目の「大学入門ゼミナール」（1年次配当）に続き、切れ目なく少人数による双方向型の学修を進めるため、基礎的演習科目である「プレゼミナール1」、「プレゼミナール2」の2科目と実践的演習科目である「ゼミナール1」～「ゼミナール5」の5科目から構成される。また、ゼミナールでの学修を踏まえた「卒業論文」を科目として設定し、全体で16単位を配置した。

「プレゼミナール1」、「プレゼミナール2」は、1年次秋学期配当と2年次春学期配当とで、多様なゼミの教育内容と方法を実際に学ぶことを通じて、2年次秋学期以降に配当するより専門的なゼミナールでの学びの基礎を築かせると同時に、ゼミ選択の判断材料を実際の学びを通じて体得させることを目的としている。「ゼミナール1」～「ゼミナール5」は、原則として1人の専任教員の指導の下、学生自らが設定した問題に対する解答あるいは、解決策を探求できる能力を身に付けさせる。その成果として、ゼミナール5と同時に地域創生学科の学修の集大成として論文を執筆する「卒業論文」を科目として設けている。

V 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 教員組織の編成の考え方

地域創生学科の教員編成については、専任の教授9名、准教授3名、専任講師1名の計13名で編成する。

専任教員は、学科固有の「地域創生」分野と、その前提となる地域にかかわる「法律専門」分野、学部全体で広く教養を学ぶ「共通科目」分野の3分野に、十分な研究教育業績を有する教授を配置し、それらの教授を中心に教員組織を編成している。

その内訳は、「地域創生」分野6名（教授4名、准教授2名）、「法律専門」分野5名（教授3名、准教授1名、専任講師1名）、「共通科目」分野2名（教授2名）の配置となっている。

専任教員13名のうち、10名は現在本学に在籍している教員であり、3名は開設2年目に就任する予定である。

2. 専任教員の年齢構成と定年規程の扱い

地域創生学科の教員の年齢構成は、以下のとおりである。

地域創生学科の開設時の教員の年齢構成は、60～69歳が1名（教授）、50～59歳が5名（すべて教授）、40～49歳が3名（教授2名、准教授1名）、30～39歳が2名（准教授1名、専任講師1名）となっており、完成年度における教員の年齢構成は、60～69歳が2名（すべて教授（1名は開設2年度目に採用））、50～59歳が6名（教授5名、准教授1名（准教授は開設2年度目に採用））、40～49歳が5名（教授3名、准教授2名、専任講師1名）、となる。

なお、本学の専任教員の定年は65歳（関東学院職制第99条（資料3-1））であるが、「関東学院大学特約教授に関する規程」（資料3-2）により、70歳まで定年を延長することができる。これに該当する教員は1名であり、完成年度以降の退職に合わせた後任人事により対応することとしている。

3. 教員組織の特色

（1）教養科目（共通科目）

教養科目は、既存の法学科と地域創生学科との共通科目や全学共通科目で構成されている。法学部における教養科目担当の専任教員のうち本学科には2名を配置しているが、専門科目担当の専任教員も教養科目を担当する。特に「大学入門ゼミナール」の担当は、6名（教授3名、准教授2名、専任講師1名）を配置している。

（2）専門科目

①学部基幹科目群

各科目について、学部全体で複数の教員が担当するが、本学科所属専任教員は「法学の基礎」に1名（教授）、憲法関係2科目に1名（専任講師）、民法関係2科目に1名（教授）を配置している。刑法関係2科目については法学科所属教員が担当する。

②地域創生基礎科目群

13科目中10科目については、本学科専任教員を各1名（教授5名、准教授2名）配置している。「地方財政論」、「ボランティア論」、「地域創生とICT」の3科目については、理論と実践力を備えた兼任教員が担当する。

③地域デザイン科目群

8科目中6科目については、本学科専任教員を各1名（教授2名、准教授2名）配置している。そのうち「地域リーダー育成演習」は2名の准教授が隔年で担当する。「地域の健康福祉」、「地域の教育・文化」の2科目については、理論と実践力を備えた兼任教員が担当する。

④地域安全科目群

8科目中4科目については、本学科専任教員を各1名（教授2名）配置している。「セーフコミュニティ論」、「警察の理論と実践」、「消防の理論と実

践」、「海上安全の理論と実践」の4科目については、高度の専門性を有するので、警察官・消防士・海上保安官のOBで、かつ理論と実践力を備えた兼任教員が担当する。

⑤地域創生特論科目群

10科目のうち9科目については、自治体の首長が兼任講師として担当するが、「地域創生特論（横浜）」については、学科所属専任教員1名（教授）が担当する。

⑥法律科目群

18科目中7科目については本学科専任教員を各1名（教授3名、准教授1名、専任講師1名）が担当し、6科目については法学科専任教員が担当する。残る4科目（「刑法各論1」、「刑法各論2」、「環境法」、「労働法」）については、大学等において十分な経験と実績のある兼任教員が担当する。

⑦ゼミナール

プレゼミナール2科目、ゼミナール5科目、卒業論文科目のいずれも本学科の専門科目担当の専任教員全員（教授7名、准教授3名、専任講師1名）が担当する。

VI 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

1. 教育方法及び履修指導方法

地域創生学科では、一般的な法学部の従来の授業方法である講義方式の科目については、双方向型の運営を導入する。また、地域デザイン科目群及び地域安全科目群に配置する科目を中心にアクティブラーニング手法を取り入れていく。さらに、「地域リーダー育成演習」と「防災復興演習」では、地域に根差したプロジェクト科目としてより積極的な授業展開を図る。こうした方針の下、次のような教育方法及び履修指導方法により学生への教育と指導を行う。

- (1) 既設の学部等と同様に、1年を春学期、秋学期の2学期に分け、学期ごとに集中して学修できるよう Semester 制を採用する。各 Semester が終了するごとに成績を通知し、次期 Semester が始まる前までにその Semester で学んだ学修成果が確認できるようにして、学生の学修への動機付けを高める。
- (2) 配当年次の設定は、教養科目（共通科目）を教養科目、教養外国語科目、演習科目、自己発見・キャリア形成科目、外国語科目、保健体育科目の6つの分野に分け、必修科目を1年次に配当し、選択必修科目と選択科目を1年次から4年次に配当した。

専門科目については、学部基幹科目群、地域創生基礎科目群、地域デザイン科目群、地域安全科目群、地域創生特論科目群、法律科目群、ゼミ

ナールの7つの分野に分け、下記のとおり配当した。

1) 学部基幹科目群は、「法学の基礎」と「憲法1」、「憲法2」、「民法総則1」、「民法総則2」、「刑法総論1」、「刑法総論2」を1年次以降の配当とした。

2) 地域創生基礎科目群は、「地域創生概論」を1年次以降に配当し、他の科目は3年次以降配当の「社会保障論」、「家族関係と家族法」を除き、2年次以降に配当した。

3) 地域デザイン科目群は、講義科目中「地域協働論」と「ソーシャルビジネス論」を2年次以降配当とし、他の講義科目5科目は3年次以降の配当とした。演習科目の「地域リーダー育成演習」は、2年次以降の春学期配当としている。

4) 地域安全科目群は、講義科目中「防災・復興論」と「震災に学ぶ」を2年次以降配当とし、他の講義科目5科目は3年次以降の配当とした。演習科目の「地域リーダー育成演習」は、2年次以降の秋学期配当としている。

5) 地域創生特論科目群は、10科目全て1年次以降開講科目とした。

法律科目群は、3年次以降配当を7科目、3年次以降配当を11科目としている。

6) ゼミナールは、教養科目の「大学入門ゼミナール」を1年次春学期に配当したと連動し、1年次秋学期の「プレゼミナール1」以降、4年次秋学期の「ゼミナール5」に至るまで7科目を階梯的配当している。また、「ゼミナール5」と合わせて「卒業論文」（論文指導）を4年次秋学期に配当した。

(3) 授業方法については、各授業の目的、特性に応じて、講義もしくは演習、又はこれらの組み合わせにより適切に実施し、それらを有機的に配置したカリキュラムを編成する。シラバスを学生に明示し、第1回の授業で、科目の位置づけや授業の方法、授業の概要、目的、到達目標、授業計画、成績評価の方法等について説明し、シラバスの内容に沿って授業を行う。授業内容に応じて、ゲストスピーカー（より発展的な授業を行うための外部からの特別講師）、スチューデントアシスタント（演習科目など）を適切に配置して教育効果を高める。プロジェクト科目については、学内外と連携しながら、実地での体験を重視した授業方法を工夫する。

(4) 授業を行う学生数は、教養科目（共通科目）、専門科目とも1クラス編成を基本としつつ、少人数教育が必要な科目などについては複数クラスを開

講することとしている。

教養科目（共通科目）では、必修科目の「英語コミュニケーション1」、「英語コミュニケーション2」、「英語リーディング1」、「英語リーディング2」、「TOEICスキルズ1」、「TOEICスキルズ2」については、1クラス30人程度となるようクラス編成をする。選択必修外国語の初級ドイツ語・初級フランス語・初級中国語の各3科目についても、履修者数に応じた適切なクラス編成を行う。「健康スポーツⅠ」～「健康スポーツⅥ」も同様の方針の下、複数の競技スポーツごとにクラス編成する。さらに、「大学入門ゼミナール」については、大学における学修の仕方を学ぶことから少人数クラス設定とし、1クラス20人程度のクラス編成とする。

専門科目のプレゼミナール2科目とゼミナール5科目については、専門科目担当の全専任教員が担当することとし、1クラス当たりの学生数は10名程度となる。

(5) 本学では、教員から授業の連絡を受けたり、教材の授受や課題・レポートの提出、テストの実施など、いつでもどこでも使えるWebベースの授業支援システム「Olive Class（オリーブクラス）」（富士通製LMS）を全学で導入している。本学科を含む法学部においても同システムを授業運営と学生の指導に活用する。

(6) 大学として、学生の入学時及び各セメスターの開始前に履修要綱や授業時間割表等を配付（シラバスについてはWeb上で閲覧できるようにしている）し、履修方法等について履修指導を行う。とくに入学時には、法学科と共に地域創生学科の履修モデル（資料4）を学生に示し説明を行う。

また、教員が学生からの履修、学修、成績に関する相談や学生生活相談、進路相談に応じたり、アカデミックリテラシー修得のための指導を行うなど、学生が円滑に学修や学生生活を進めていけるようきめ細かい指導や支援を行う。加えて、毎学期、成績不振者面談も実施する。

(7) 学生が授業でよく理解できなかった点や疑問点に対する質問、学修の進め方等に対して相談ができるようオフィスアワーを設定する。オフィスアワーは、授業の後や教員が研究室又は講師控室に在室している時間に設定する。

2. 履修科目の登録上限及び他学部、他大学における授業科目の履修

平成24年3月26日に中央教育審議会大学分科会大学教育部会から公表された審議のまとめ「予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」によると、大学は「学生の学修時間の増加・確保による主体的な学びの確立」を始点とした学士課程教育の質的転換に直ちに取り組む必要がある旨、述べられている。

これを受けて、地域創生学科を含む法学部では、授業においては準備学修について具体的な指示を与えることにより、学生の十分な学修時間を確保し、

履修登録した科目を確実に修得するよう指導していくこととする。このため、1セメスター（1学期）の履修科目の登録上限を22単位とする。

また、他学部や他大学における授業科目を履修した場合は、28単位を上限に、自主選択学修科目（授業科目区分に応じて修得すべき単位数とは別に、学生が自主的に選択学修する科目）として卒業要件単位に算入できることとする。本学は、横浜市内にある神奈川大学、横浜国立大学及び横浜市立大学をはじめ国公立の11大学と協定を結び、授業科目の単位互換を行っている。

3. 成績評価及び卒業要件

本学では、成績評価基準は、秀（S）（100～90点）、優（A）（89～80点）、良（B）（79～70点）、可（C）（69～60点）、不可（F）（59～0点）の5段階評価とし、可（C）以上を合格としている。成績評価基準と卒業要件は、学則及び履修規程に定めるとともに、履修要綱に掲載して学生に周知している。また、本学では、学生の学修状況の把握及び学修指導への利用と、学生が自らの学業成績の状況を的確に把握し、学修意欲を高められるよう成績にGPA（Grade Point Average）を導入している（なお、GPAの値は進級要件及び卒業要件とはしていない）。

卒業要件については、教育研究上の目的を達成できるよう教養科目（共通科目）36単位以上、専門科目72単位以上、合計124単位以上とし、授業科目区分ごとに定める必要最低単位数及び分野ごとの必修科目については、別紙「履修方法及び卒業要件」（資料5）のとおりとしている。

なお、学生各自の計画や興味・関心に応じて柔軟に科目が選択履修できるようにするため、自主選択学修科目として16単位を卒業要件単位に算入できるようにしている。

VII 施設、設備等の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

本学は、神奈川県横浜市金沢区に金沢八景キャンパス（六浦・室の木校地及び六浦第2校地、校地面積91,374㎡（うち借用1,090㎡）、校舎敷地・運動場用地及び金沢文庫キャンパス（釜利谷校地、校地面積150,963㎡（全部所有）、校舎敷地・運動場用地を、小田原市に小田原キャンパス（小田原校地、校地面積110,530㎡（うち借用871㎡）、校舎敷地・運動場用地を所有している。金沢八景キャンパスには、体育館、運動場、テニスコート4面を、金沢文庫キャンパスには、体育館、陸上競技場、陸上競技場スタンド、運動場、野球場（屋内練習場併設）、野球場スタンド、テニスコート4面を整備している。また、小田原キャンパスには、体育館、運動場、テニスコート2面を整備している。

地域創生学科は、法学部に設置する学科であることから、経済学部、経営学部（平成29年設置 別途届出）、理工学部、建築・環境学部、看護学部、栄養学部、教育学部及び人間共生学部が立地する金沢八景キャンパス（六浦・室の木校地及び六浦第2校地）に設置する。なお、同学科設置に伴う新たな校地の取

得は行わない。

2. 校舎等施設の整備計画

地域創生学科の使用する校舎等施設は、概ね既存施設を利用することとなるが、法学部の修学地変更に伴い新たに建設する3号館（鉄筋コンクリート造5階建）内に設置する教員の研究室（法学部教員用）、教室・ゼミ室、情報処理演習室及び食堂（何れも既設学部等と共用）も利用する。（資料6 法学部地域創生学科授業時間割表）

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学では、金沢八景キャンパスに図書館本館と室の木分館、金沢文庫キャンパスに金沢文庫分館、小田原キャンパスに小田原分館の4館を設置している。

3キャンパスの図書館所蔵資料のほとんどはオンライン蔵書検索システム（OPAC）で検索し、必要に応じて普段利用しているキャンパスの図書館に取り寄せることが可能である。図書館全館の蔵書冊数は、平成28年3月現在で147万冊となっている。

蔵書構成は、各キャンパスに立地する学部・研究科に対応し、教養関係資料のほか、図書館本館では経済学、経営学、法学、行政系、自然科学、技術・工学系資料を、金沢文庫分館では人文科学、社会学、社会福祉系資料を中心に、また、室の木分館では、心理学、文学、言語、環境工学、栄養学、幼児・初等教育系、看護学系を中心に所蔵している。地域創生学科は、金沢八景キャンパスに設置することから、本館と室の木分館とを利用する。なお、本館の閲覧席数は679席（平成28年3月）整備されており、主に本館を利用することとなる法学部、経営学部（平成29年設置 別途届出）、経済学部、理工学部、建築・環境学部の収容定員の10%以上にあたる。

学生は、平日9:00～21:00、土曜日9:00～19:00（室の木分館：平日9:00～20:00、土曜日9:00～18:00）で利用できる。

また、本学は、相互に他大学の図書館で資料を閲覧することができる神奈川県内大学図書館相互協力協議会及び横浜市内大学図書館コンソーシアムに参加しており、加盟大学の図書を相互利用することができる。

研究室、教室・ゼミ室、食堂等の整備以外については、地域創生学科の設置後もこの整備状況で、研究教育上支障はないものと考えている。

Ⅷ 入学者選抜の概要

1. 入学者受入方針

法学部地域創生学科は、キリスト教に基づく建学の精神と校訓「人になれ奉仕せよ」に共感し、次の4つの資質に基づく学部の入学者受入方針に合う多様な学生を広く求める。

○高等学校で履修した教科・科目について、基礎的な知識を有する。

○柔軟に思考し、自分の意見をまとめ、伝えることができる。

○文化・スポーツ・社会貢献活動に積極的に取り組む姿勢を有する。

○社会の諸問題に関心を持ち、さまざまな課題に積極的に挑戦しようとする意欲を有する。

2. 入学者選抜方法

地域創生学科では、入学者受入方針を踏まえた上で、学力だけにとどまらず社会貢献活動の経験や大学での学修に対する意欲・熱意など、受験生の多様な能力や態度、高等学校における活動実績等を幅広く評価し、多様な入学者を確保するため、学力検査を主とする選抜のほか、出願資格に一定の要件を課した上で面接試験等を主とする選抜を実施する。また、一般入学試験の会場も神奈川県内のほか全国主要都市に会場を設けるほか、試験日選択制、併願制度、スカラシップ制度を設け、入学希望者の便宜を図る。

学力検査を主とする選抜方法としては、一般入学試験（前期日程：2科目型、3科目型、2科目判定型（3科目受験）、センター試験併用型）、大学入試センター試験利用入学試験（前期日程、中期日程、後期日程）、学院内特別選考入学試験（3月募集：対象は本学院併設高等学校）を実施する。これらの選抜方法は、入学者受入方針の中で、主に「高等学校で履修した教科・科目について、基礎的な知識を有する」についての確認を主眼としており、試験科目数や配点などに相違を設けること、大学入試センター試験を利用すること等により多様な入学者の確保を意図している。

出願資格に一定の要件を課した上で面接試験等を主とする選抜方法としては、指定校制推薦入学試験、スポーツ推薦入学試験、学院内推薦入学試験（対象は本学院併設高等学校）キリスト教学校教育同盟特別協定校推薦入学試験（対象は本学協定校）、社会人入学試験、外国人留学生入学試験、帰国制入学試験及び関東学院オリーブ入学試験（対象は関東学院大学・関東学院女子短期大学のいずれかの卒業生の子女または孫）を実施する。社会人入学試験は、社会経験を活かしつつ、新たに学ぶことを希望する社会人の受け入れを目的とし、選抜は小論文、面接及び提出書類に基づき行う。社会人とは満23歳以上で、学校教育法に定める大学入学資格を有し、有職者または職業経験が3年以上ある者で、本学の教育方針ならびに学部学科の内容を充分理解し、学ぶことの目的意識をもっている者としている。この選抜方法は、入学者受入方針の中で、主に「柔軟に思考し、自分の意見をまとめ、伝えることができる」「社会の諸問題に関心を持ち、さまざまな課題に積極的に挑戦しようとする意欲を有する」についての確認を主眼としている。その他の選抜においては、一定以上の基礎学力を有する者に対して、書類に基づく面接試験や小論文試験等により選抜を行う。これらの

選抜方法は、入学者受入方針の中で、主に「高等学校で履修した教科・科目について、基礎的な知識を有する」「文化・スポーツ・社会貢献活動に積極的に取り組む姿勢を有する」「社会の諸問題に関心を持ち、さまざまな課題に積極的に挑戦しようとする意欲を有する」についての確認を主眼としている。

学力を主とする選抜と面接を主とする選抜の両性質を持つ選抜として、A O入学試験及び学院内特別選考入学試験（11月募集：対象は本学院併設高等学校）を実施する。A O入学試験は、プレスクール型、課題型、資格型、実績評価型、社会貢献評価型の入学試験により実施する。プレスクール型は模擬講義に関する受講レポートと面接試験により選抜する。課題型は課題に対するプレゼンテーション（質疑応答を含む）と面接試験により選抜する。資格型は英語、法学、簿記・会計、情報の4部門について一定以上の成績を有することを条件に、面接試験により選抜する。実績評価型は文化・芸術・スポーツ活動等において顕著な成績を収めたことを条件に、小論文試験と面接試験により選抜する。社会貢献評価型はボランティア活動などの社会貢献活動に従事した経験を有することを条件に、小論文試験と面接試験により選抜する。また学院内特別選考入学試験（11月募集）は、調査書審査及び小論文試験と面接試験により選抜する。これらの選抜方法は、入学者受入方針の中で「柔軟に思考し、自分の意見をまとめ、伝えることができる」「文化・スポーツ・社会貢献活動に積極的に取り組む姿勢を有する」「社会の諸問題に関心を持ち、さまざまな課題に積極的に挑戦しようとする意欲を有する」についての確認を主眼としている。

それぞれの入学者選抜方法における募集人数、選抜方法等は、別紙「入試選抜方法（資料7）」のとおりとする。また、一般入学試験と推薦入学試験の募集人数の割合は、一般入試＋特別系入試70%、推薦系入試30%とする。

3. 選抜体制

法学部の入試区分ごとの募集人数、選抜方法、試験日程、入学試験実施体制については、入試に関する基本事項を審議する大学入試委員会において決定する。入学者の合否判定は、法学部教授会においてこれを行う。

4. 科目等履修生の受入れ

科目等履修生の受け入れは、法学部の科目を学ぶ意思のある者に対して、社会に幅広く提供するため実施するが、法学部の既設学科の卒業生に対し、在学中に修得できなかった単位を履修できる機会を作ることを主眼としている。本学の出願資格を満たし、事前面接後、書類により選考する。受け入れ人数は若干名であり、実技、実習及びゼミナール以外の科目について受け入れるが、本学部卒業生の場合には資格取得に必要な科目を履修できる。

IX 編入学定員を設定する場合の具体的計画

法学部では、法学科、地域創生学科それぞれ2名の3年次編入学定員を設定している。

1. 3年次編入学者への履修指導等

3年次編入学生も卒業所要単位数は124単位とし、そのうち、既修得単位については、編入学前の学修履歴と本学での学修との連続性の確保を比較検討し、包括的に88単位までを上限として認定する。

編入後の履修にあたっては、本人の志望や適性などを考慮しながら、特に、基礎的な学修を有する科目の履修については、編入学前の学修状況により、教務委員（専任教員）と教務課（職員）とが協力し合って個別に履修指導を行い、編入学生も在学生の履修モデル（資料8）に従って学修することで、2年間で卒業所要単位を修得できるよう指導を行う。

2. 教育上の配慮等

編入学者には、春学期及び秋学期のオリエンテーション時に、十分に時間をとり、科目の選択や卒業条件など、学修上の指導を行うとともに、教務課、学生生活課及び就職支援センター等での窓口指導と併せて、学生支援室やオフィスアワーなどを活用して、学生からの学修及び学生生活上の種々の質問や相談に応じていく。

（編入学者の既修得単位の認定方法及び履修指導方法（資料9））

X 管理運営

1. 教学面における管理運営体制

法学部の教学面における管理運営体制は、意思決定・調整機関としての法学部教授会（以下「教授会」という）を置くとともに、その下に目的別に各種委員会を置く。また、執行機関としては、学部長とその下に学科長・共通科目主任・教務主任を配置し、法学部の管理運営を行う。

2. 教授会及び各種委員会

教授会の運営は、関東学院大学法学部教授会規程（資料10）に則り行う。教授会は、法学部の専任教員（教授、准教授、専任講師）をもって構成し、原則として毎月1回開催する。

教授会の審議事項は、本学学則及び教授会規程に基づき次のとおりとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- (5) 学生の身分に関する事項

- (6) 教員の人事に関する事項
- (7) 学部長候補者、大学評議員及び各種委員の選出に関する事項

上記のほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項

また、教授会規程第7条に基づき、学部運営委員会、教務委員会、人事委員会など必要とする委員会を教授会の下に設置し、学部運営に関する調整・決定や教授会の議題整理や教務に関する事項の調整・決定、人事に関する事項の調整・決定等を行い、決定事項については、各委員会規程の定めるところにより教授会に報告し、又は提案する。

XI 自己点検・評価

本学では、学院の将来構想を描くグランドデザインの策定を受けて、平成22年度から平成23年度にかけて、大学及び学部・研究科の教育理念及び教育目標の見直しを行い、大学構成員に周知するとともに社会一般に公表した。続いて、教育研究活動に対する大学各部局（学部を含む。以下同じ）のPDCAサイクルを始動させるべく、評価基準（大学基準協会の定める大学評価基準）に係る方針、到達目標、行動計画を各部局自己点検・評価委員会及び大学評価委員会で策定し、これを全教職員に周知し内容の理解と共有を図った。

平成24年度からは、同方針及び到達目標に基づき点検・評価を行い、達成できた点、達成できなかった点、そして改善すべき点がある場合は、その改善計画と改善計画を実現するための方策を中心に、自己点検・評価報告書として取りまとめている。

自己点検・評価を行うための実施体制としては、学長を委員長とし各部局の責任者、すなわち、学部・研究科・研究所・図書館・各センター等・事務局を構成員とする大学自己点検・評価委員会を設置、また、大学自己点検・評価委員会の下には、各組織の自己点検・評価の取り組みを行うために、当該組織名を付した自己点検委員会を置いている。別途、自己点検・評価に係る点検・評価項目の評価、自己点検・評価結果の客観性及び妥当性に関する評価等を担うため、構成員の半数以上を学外有識者による大学評価委員会を置いている。

法学部においても大学全体の実施体制に組み込み、法学部自己点検・評価委員会を設置して、自己点検・評価を行っている。

なお、自己点検・評価及び認証評価に関する事務は、大学経営課に専門の自己点検・評価担当を配置している。

本学は大学自己点検・評価委員会規程（資料11）により、継続的（毎年）、自己点検・評価を実施し報告書を作成・公表することとしている。

評価項目は、大学基準協会が定める大学評価基準にそって決定した次の10項目である。なお、本学は、2013年度に、第2回目の大学基準協会の機関別認証評価を受審し、適合の認定を受けている。（認定期間：2021（平成33年）3月31

日まで)

- (1) 理念・目的
- (2) 教育研究組織
- (3) 教員・教員組織
- (4) 教育内容・方法・成果
- (5) 学生の受け入れ
- (6) 学生支援
- (7) 教育研究等環境
- (8) 社会連携・社会貢献
- (9) 管理運営・財務
- (10) 内部質保証

XII 情報の公表

本学は、「関東学院グランドデザイン」の中の行動指針において、大学としての社会的説明責任を果たし、優れた機能体組織として事業を推進するために、情報を積極的に公開する旨定めている。本学は、従来から教育研究活動等の状況に関する情報については、ホームページ等により広く一般社会に公表してきたところであるが、学校教育法施行規則の一部改正(平成23年4月改正施行)を受けて、同規則にそって、次のような教育研究活動等の状況に関する情報をホームページにより公表している。

なお、本学院は、教育研究機関として社会的説明責任を果たし、学院各校の教育研究活動等の質向上に資することを目的に、平成24年4月1日から学校法人関東学院情報公開規程(資料12)を施行し、より幅広い教育研究情報の提供に努めている。

ホームページアドレス

<http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/basic/about/outline/disclosure.html>

教育研究活動等の状況に関する情報

トップ>関東学院大学について>大学概要>関東学院大学の情報

自己点検・評価報告

トップ>関東学院大学について>大学の取り組み>自己点検・評価報告書

1. 教育研究活動等の状況に関する情報

(1) 大学の教育研究上の目的に関すること

学部・学科の教育研究上の目的、研究科・専攻の教育研究上の目的、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー

(2) 教育研究上の基本組織に関すること

学部・学科、研究科・専攻等の名称等

(3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
職位別・男女別人数、大学設置基準上必要となる専任教員数、教員一人当たりの学生数、教員基礎情報（年齢・職階・教員数）、専任教員と非常勤教員の比率、大学教員役職名一覧、大学各種委員会・委員人数、教員の教育研究業績・学位

(4) 入学者数、収容定員及び在学者数、卒業又は修了者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること、学生の状況など

学生定員、学生定員充足率、入学者数、入学者推移、在籍学生数、退学者数・退学率、留年者数、社会人学生数、留学生数及び海外派遣学生数、留学生在学状況、卒業者数・修了者数、大学院における学位授与状況、就職状況（職種別就職者数、就職率・進学率推移、主な就職先）

(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること

学部・学科の授業科目及び授業の方法、研究科・専攻の授業科目及び授業の方法、学部・学科の授業の内容、研究科・専攻の授業の内容、年間の授業計画の概要（シラバス）、FD活動の状況、FD活動に関する規程

(6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定基準に関すること

学部・学科の卒業要件（各学部履修規程）、研究科・専攻の修了要件（各研究科履修規程）、研究科・専攻の学位授与プロセス、成績評価基準、成績評価方法（Webシラバス）、取得可能学位

(7) 校地・校舎等の施設及び設備その他学生の教育研究環境に関すること

各キャンパス施設概要（建物・運動施設等の概要）、課外活動の状況（クラブ団体名、活動状況）、学生の厚生施設（食堂・購買部・休憩所等）、学生の学習環境（図書館、パソコン教室、情報科学センター、オープン情報処理施設）、各キャンパスへの交通手段

(8) 授業料、入学料その他大学が徴収する費用に関すること

学費及び諸納付金（学部新生、編入学者、大学院新生、法科大学院）

(9) 学生の修学、進路選択及び心身の健康に係る支援に関すること

学生の修学支援（学部・大学院・法科大学院、学習支援、学生支援室）、奨学金制度（学部生・大学院生対象）、学生の進路選択の支援（キャリアサポート、

各種課程・資格一覧)、学生の心身の健康等に係る支援(医務室、カウンセリングセンター)、障がい者への支援、留学生への支援

(10) 教育上の目的に応じ学生が学ぶことができる教育内容に関する事

学部・学科の履修モデル、研究科・専攻の履修モデル、授業内容(シラバス)

(11) 国際交流・社会貢献等の概要

海外の協定相手校、社会貢献活動、大学間連携、産学官連携

(12) 財務情報

前年度の財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書、監事による監査報告書、財務情報について、事業報告について

(13) 学部等の設置認可・届出、履行状況報告に関する事

学部等の設置認可届出書、学部等の履行状況報告書

(14) 教員の養成の状況について

教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関する事

教員の養成に係る組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事(教職課程の運営に係る組織の状況)

教員の養成に係る授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関する事(授業の方法及び内容、年間の授業計画(Webシラバス))

卒業生の教員免許状の取得の状況に関する事(教員免許状取得者数)

卒業生の教員への就職の状況に関する事(教員への就職状況)

教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関する事(教職指導の状況、地域連携の取り組み)

2. 自己点検・評価報告

自己点検・評価報告書、認証評価結果(大学基準協会)、大学基礎データほか

XIII 授業内容・方法の改善を図るための組織的な取り組み

本学では、大学FD支援委員会が全学的に授業改善アンケートと教員相互(職員も参観可能)の授業参観を実施してきたが、平成25年度に全学的な教育支援体制に係る諸施策の企画及び開発をするとともに、組織的かつ継続的に教育内容及び教育技法の改善を支援することによって、本学の教育の充実と発展に寄与することを目的とした、「関東学院大学高等教育研究・開発センター」(以下、高等教育研究・開発センター)を設置し、これらを同センターにおいて強力に実施することとなった。

授業改善アンケートは、評価結果を取りまとめて学生に公表するとともに、授業の改善に役立ててもらうため教員にフィードバックしている。また、アンケート結果に対する各教員のコメントを作成し、これも併せて公表している。

教員相互の授業参観については、従来は授業の公開は任意であったが、平成24年度からは春学期及び秋学期にそれぞれ公開授業月間を設け、専任教員は各学期に担当科目のうち1科目を公開しなければならないこととした。さらに、平成26年度から、原則として春学期、秋学期ともに2週間、全教員が全科目を公開することとしている。公開授業は、授業終了後に参観者がアンケートに回答し、その結果は、実施年度内に「Olive Campus（オリーブキャンパス）」（大学内のネットワークシステム）で、学内の教職員（兼任講師を含む）に公表される。

また、毎年1回、全学教員研修会を開催し、教育内容・方法の改善等をテーマに研修を行っている。近年はこの研修会のメインを高等教育研究・開発センター主催による「FD・SDフォーラム」とし、直近の平成27年度は、「アクティブラーニングの実質化」をテーマに実施した。加えて、高等教育研究・開発センターでは授業内容や方法の改善に資することとし、年間数回「KGU高等教育セミナー」を開催している。直近では平成27年11月に「カリキュラムを“可視化”する方法—マップ、フローチャート、ナンバリング等の一体的理解へ—」を開催した。

さらに、平成26年度から4月に主に全新任教職員を対象とした「全学FD・SD講習会」を開催するようにしたが、平成28年度からはこれを充実させ、4月・7月・10月に延べ4日間19時間50分にわたる全学FD・SD講習会と実施し、新任教員は実質研修時間16時間、新任職員は実質研修時間7時間20分の受講をもって修了証を交付することとした。

以上の活動については、法学部(地域創生学科)においても、FD活動の一環として積極的に参加していく。

一方、法学部(地域創生学科含む)の独自の取り組みとしては、法学部FD委員会規程(資料13)に基づき、法学部FD委員会を置き、同委員会の下、FD活動を行っている。同委員会の任務は次のとおりとし、教員研修会の実施など、法学部(法学科・地域創生学科)における教育内容・方法の改善を図るための研修等を積極的に推進していく。

- 1) 教育課程、授業時間割、授業運営、履修その他授業に係る内容及び方法の改善に資するための組織的な活動に関する事項
- 2) 授業内容及び方法並びに授業計画が学生に対して予め明示され、それらが適切なものとなるための組織的な活動に関する事項
- 3) 試験、発表その他学修の成果に係る評価及び卒業の認定に関して、客観性

及び厳格性が確保されるとともに、学生に対して予めその基準が明示され、それらが適切なものとなるための組織的な活動に関する事項

- 4) 学生の勉学意欲、能力、要望に係る情報収集、調査及び研究に関する事項
- 5) F D活動に係る学内・学外からの情報収集、調査及び研究に関する事項

具体的には、次のような考え方、内容・計画により法学部におけるF D活動を行う。

法学部における教育の充実のためには、教員の資質・能力の向上が不可欠であり、教育研究上の背景及び経験の異なる教員の教育力の向上のためには、学内の効果的なF D活動の仕組みが求められる。そのため、法学部のF D活動の計画・内容については、本学の教育理念と教育目標及び法学部の教育研究上の目的を達成し、さらにはディプロマポリシー・カリキュラムポリシーに掲げられた事項を的確に実現させていくために、①授業改善アンケートの実施と結果のフィードバック並びに授業公開による授業改善、②教育実践応力の向上を図るため定期的にF D研修を実施することとする。

なお、教員研修会の具体的な内容は、法学部F D委員会が企画・運営する。

XIV 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

1. 教育課程内の取組について

本学が行う教育課程内のキャリア教育は、全学共通の「KGUキャリアデザイン科目」がその役割を担っている。「KGUキャリアデザイン科目」設置の意図は、本学入学直後の早い段階から継続的に、大学生としての自分自身を知ること、自分自身を考えることから始め、将来に関心を持ち、将来を考える意識を持たせ、大学生としての責任や学生生活の過ごし方を考える動機付けをする。また、社会で働くことの素晴らしさや意義深さを知り、多様な社会の中でも自分自身を積極的に位置づけられるように、学生生活4年間と卒業後（将来）をデザインすることにより、学修意欲や目的意識を育て、学生が生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うものである。

まず、基礎科目として主に1・2年生を対象に3科目設置する。

最初に、「KGUキャリアデザイン入門」（2単位）を1年次春学期科目として新入生全員が受講する。本学の建学の精神・自校史を学び、関東学院大学の学生としての責任や生活を考える。また、グループワークやグループディスカッション、プレゼンテーション等を通して、自己発見・自己認識をし、社会を知り、生涯にわたっての社会での生き方や働くことの意義深さを考え、行動するきっかけをつくり、学生生活4年間をデザインし学修意欲や目的意識を育てる。

次に、「KGUキャリアデザイン基礎Ⅰ」（2単位）は、原則として1年次

秋学期に受講可能（2年次も受講可能）な選択科目として、さまざまな分野や業種で活躍している本学卒業生（複数）が、仕事や社会活動の意義ややりがいを経験に則して話をする。そこから仕事・職場の多様性、社会で働くことの素晴らしさや楽しさ意義深さを学び、卒業後に社会へ羽ばたくことをより積極的に捉える意識を持たせる。加えて、男女共同参画社会の意義と必要性を学び、男女それぞれがどのような働き方、生き方をしたいのかを考えられることができるように、男女共同参画社会の形成と展開について理解を深め、社会の多様性について考察する。

更に、「KGUキャリアデザイン基礎Ⅱ」（2単位）は、原則として2年次春学期に受講可能（3年次も受講可能）な科目として、「社会の中の『私』『私たち』を知る」をテーマに産業・雇用形態・企業組織の変化など、学生世代が直面している就業を取り巻く社会状況、趨勢を学ぶ。現実感の伴った社会では、どんな働き方があるのか、を学び取り、自分に焦点化して経済産業省が提唱している社会人基礎力の12の要素を理解する。更に学んだ知識を実践化する社会人インタビューを通じて「やりがいとは?」「働くとは?」を考え、自分なりの自己概念を構築するための実践的知識と情報を体得し、実際にキャリアデザインワークシートを作成する。

こうした基礎科目の延長上に、より実践的なキャリアデザイン科目として「KGUキャリアデザイン応用」を2年次以降配当科目として設置する。同科目は、神奈川県内の企業のCSR（Corporate Social Responsibility）の一環として、寄附講座として開設するもので、現実の企業の活動を知ることにより、学生の職業観や就職意欲を高めることに資する。

一方、法学部では、学生の将来のキャリア選択に有益な知識を獲得する「キャリア形成1」、「キャリア形成2」の授業において、実社会で働くゲストスピーカーから話を聞いたり、職業インタビューの実践などを通して、（現実に即した）具体的な社会人像の形成と働くことの意味の確認を行う。

同時に、グループワークを取り入れながら、自分軸の発見と就職活動のための具体的情報やスキルの獲得を目指す。

2. 教育課程外の取組について

教育課程外の取り組みとしては、学生のキャリア支援を担う就職支援センター・就職支援課と各学部において、入学時から段階を踏んで、次のようなキャリアサポートを行っている。

- (1) 1年次 個別就職相談
- (2) 2年次 個別就職相談
- (3) 3年次 個別就職相談、就職ガイダンス（就活手帳配布）、インターンシップ実施、Uターン・Iターン就職セミナー、模擬試験（一般常識、SPI、エ

ントリーシート、模擬面接)、各種講座(自己分析、企業の選び方、業界研究、情報収集の仕方など)、学内企業説明会

(4) 4年次 個別就職相談、模擬面接、就職ガイダンス、フォローアップ講座(履歴書対策、面接対策など)、学内企業説明会

職業観を涵養するため、主として3年次生を対象に、夏期休業期間を利用して5日間程度のインターンシップを実施している。インターンシップは、全学部生を対象に実施し、民間企業やNPO法人などの団体を中心に毎年100名程度の学生が参加している。

実施に先立って、インターンシップの趣旨、目的などを説明するガイダンスや、OB・OGによる体験談、社会人としての考え方やマナー習得を内容とする研修会を実施している。インターンシップ終了後には、実施学生の体験報告や受入先担当者による講評を内容とする報告会を開催し、その成果を高められるよう配慮している。

また、就職支援業務を担当する専任職員及びキャリアカウンセラーを各キャンパスに配置し、学生個々の就職相談にもきめ細かに対応している。最新の求人情報を常時発信するツールとして、学内設置のPCのみならず、学生の自宅PCや携帯電話からでも検索、情報収集可能な本学独自の就職支援システムを導入し、企業情報・求人情報等を提供している。

3. 適切な体制の整備について

学生に対するキャリア支援については、キャリア支援に関する基本方針及びその実施について審議を行う大学就職支援委員会が設置され、構成員としてそれぞれ各学部長が加わっている。この決定に基づき、具体的な支援は学生の就職活動の現状を把握している就職支援センターが担っている。

一方、キャリア支援教育については、関東学院大学高等教育研究・開発センターが企画・立案し、学部長会議で決定された「KGUキャリアデザイン科目」を配置しており、具体的な運営は教務部によって担われている。これと各学部で設けているキャリア形成科目が有機的に連携することで、有効なキャリア支援教育が構成される。

このように、学生に対するキャリア支援体制については、意思決定機関である大学就職支援委員会と学部長会議、事務局である就職支援課、教務部及び高等教育研究・開発センターとが密接に連携して対応する体制をとっている。

以上